

世田谷区内認可外保育施設設置者 各位

## 認可外保育施設新制度移行支援事業

～認可外保育施設が認可施設及び事業に移行する場合の在園児の取扱いについて～

区では、区内認可外保育施設の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の認可施設（認可保育所等）及び事業（家庭的保育事業等）への移行を促進するため、平成31年度まで継続して新制度の認可施設及び事業の基準に適合させるための施設整備費補助等の支援を行います。

また、待機児童を解消することを目的として、新制度の認可施設及び事業への移行を希望しない現行の補助対象認可外保育施設（認証保育所、保育室、保育ママ）に対する運営費や保育料負担軽減の補助制度も継続して行います。

### 1 新制度の認可施設及び事業への移行に係る利用者への説明について

現在、区内には160施設程度の認可外保育施設があり、施設により施設規模、設備、利用者の状況等が異なります。それぞれの施設設置者には、各施設の状況を踏まえて、新制度の認可施設及び事業への移行を希望するか否か、また、移行を希望する場合にどのような施設種別を目指すのか、時期をいつにするのか等ご検討をいただいているところです。

認可外保育施設の多くは、1年ごとに利用者と施設設置者とが直接利用契約を締結し、その契約に基づきご利用いただいておりますが、次年度以降の継続した利用が見込めるかも利用希望者が利用を決定する大きな要素のひとつであると考えます。

移行の検討に際しては、以下の事項について施設設置者から施設利用者及び新規利用希望（予定）者に対して、十分に説明をお願いします。

移行に向けた方針、計画（時期、施設整備計画等）に関すること

移行が決定した場合は、現行の認可外保育施設を廃止すること

移行する場合に、一定の条件のもと在園児の優先的な継続利用の取扱いがあること

### 2 認可外保育施設が認可施設及び事業に移行する場合の在園児の取扱いについて

認可施設及び事業へ移行する認可外保育施設を利用する子どもの優先的な取扱いについては、通常の入園選考（利用調整）の結果、入園できないご家庭との公平性の観点からも慎重に検討を進めてきたところです。

今般、現利用者が移行後においても現利用施設や事業を継続して利用したいという希望がある場合については、保育認定（2・3号支給認定）を前提として区民に限り継続利用ができるよう取扱いを定めておりますので、別添「認可外保育施設が認可施設及び事業に移行する場合の在園児の取扱いについて」のとおりご案内いたします。

**お問い合わせは** 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所  
認可外保育施設新制度移行支援について

保育担当部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

電話03-5432-2313(2572) FAX03-5432-3018

保育認定（2・3号支給認定）について

保育担当部 保育認定・調整課 入園担当 電話03-5432-1200 FAX03-5432-1506

## 認可外保育施設が認可施設及び事業に移行する場合の 在園児の取扱いについて

平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」が、平成27年4月にスタートしました。

区では、区内認可外保育施設の新制度の認可施設（認可保育所等）及び事業（家庭的保育事業等）への移行を促進するための支援事業を行います。この支援事業により認可外保育施設が認可施設及び事業に移行する場合は、一定の条件のもと、移行する認可外保育施設の在園児が移行後も引き続きその施設をご利用いただくことができます。

### 1 対象施設

区が実施する認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査により、認可外保育施設から新制度の認可施設及び事業に移行することを認めた施設

### 2 対象児童と継続利用の範囲

対象児童

以下の条件を全て満たすこと

- ア．区が定める基準日に、対象施設に在籍していること  
（ただし、書面での確認が条件です。）

移行予定日	基準日
2019年(平成31年)4月1日	平成30年10月1日
2020年4月1日	2019年10月1日
各年の4月1日以外	移行予定日の属する月の3月前の初日

- イ．世田谷区内に住所を有すること

- ウ．対象児童の保護者が保育認定（2・3号支給認定）の対象であること

継続利用の範囲

対象施設が移行する新制度の認可施設及び事業において、保育の実施年齢の定員の範囲で、通常の入園選考（利用調整）によらず、引き続きご利用いただけます。

### 3 継続利用の手続き

認可外保育施設が認可施設及び事業に移行する場合の在園児の継続利用については、通常の入園等の入園申込みは不要です。認可外保育施設から新制度の認可施設及び事業に移行することが決定した施設の利用者には、施設設置者を通じて継続利用の手続き及び必要書類等についてご案内します。

手続きには、保育認定（2・3号支給認定）にあたり、勤務証明書や税額を確認できる書類等の提出が必要となりますので、予めご了承願います。

お問い合わせ 保育担当部 保育認定・調整課認可外保育施設担当

電話03-5432-2313 FAX03-5432-3018

## ～ 質問・回答 ～

Q 1 保育認定（2・3号支給認定）とは何か？

A 1 新制度の認可施設及び事業の利用を希望する場合は、利用のための認定（保育認定）を受けていただく必要があります。

保育認定を受けるには、保護者の就労や疾病など、保育が必要な事由に該当していることが必要です。また、就労の場合は、一定の時間数（月48時間以上の予定）の就労を常態としていること等が確認できれば保育認定を受けることができます。

認可外保育施設が認可施設及び事業に移行する場合の在園児の継続利用には、2号または3号支給認定の対象であることが要件となります。

認定区分	認定基準・対象となる子ども	利用できる認可施設及び事業
1号	教育標準時間認定 満3歳以上で、教育を希望する子ども	認定こども園（短時間利用） 新制度に移行する幼稚園
2号	満3歳以上・保育認定 満3歳以上で、保護者の就労などにより保育を必要とする子ども	認定こども園（長時間利用）、保育所
3号	満3歳未満・保育認定 満3歳未満で、保護者の就労などにより保育を必要とする子ども	認定こども園（長時間利用）、保育所、 地域型保育事業

Q 2 保育認定（2・3号支給認定）を受けるにはどのような書類が必要なの？

A 2 認可外保育施設が認可施設及び事業に移行する場合の在園児の継続利用に際しては、移行が決定した後、施設設置者を通じて別途必要書類等をご案内します。

その際には、以下のような書類を提出していただく予定です。

継続利用希望届出書

支給認定申請書（2・3号認定用）

家庭状況届

要件確認資料（勤務先が発行する勤務証明書、就労状況申告書等）

父母それぞれについて、該当の保育要件に応じた書類をご用意ください。

支給認定申請確認票

提出書類に関する連絡事項等を確認します。

税額を確認できる書類

認可施設及び事業の利用開始日が属する年の前年の1月1日現在、世田谷区に住民登録がない方等をご用意ください。

Q 3 認可施設及び事業の保育料はどうなるの？

A 3 保護者の所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限に、区が定めた金額となります。（年少扶養控除の適用はありません。）

詳しくは、「保育のごあんない（平成30年度用）p53」をご覧ください。

なお、保育所を利用する場合は区に保育料をお支払いいただきますが、それ以外の施設及び事業を利用する場合は、施設設置者にお支払いいただくこととなります。

Q 4 現在、0～2歳児までを受け入れる認可外保育施設を利用しているが、移行した後0～5歳児までの施設になった場合は、5歳まで利用できるの？

A 4 対象児童の要件を満たし、移行後の施設が0～5歳児までの年齢別定員を有している場合は、その定員（年齢別定員設定及び定員数）の範囲内でご利用いただけます。

移行後の施設に利用したい年齢別定員がない場合や、現在利用している施設以外の施設及び事業の利用を希望する場合は、通常の入園申込みをしてください。

1年毎の利用契約に基づき利用する認可外保育施設と異なり、認可施設及び事業の利用に際しては、入園する施設の年齢別定員の範囲内（0歳から5歳までであれば5歳まで）において、複数年度にわたる入園承諾を行います。

【例1】0～2歳児定員の認可外保育施設から、翌年度に0～2歳児定員の認可施設に移行する場合

【移行前】 認可外保育施設 0～2歳児定員	優先 利用	【移行後】 認可保育所 0～2歳児定員	利用の手続き
0歳	あり	1歳	継続利用を希望する場合は、施設設置者を通じて、必要な書類を区が定める期日までにご提出ください。 継続利用を希望しない（他の施設の利用を希望する）場合は、その旨を施設設置者にお申し出ください。
1歳	あり	2歳	
2歳	なし	定員設定なし	通常の入園申込みをしてください。
基準日以降に利用を開始した児童 保育認定なし 区外在住児童	なし	継続利用対象外	

【例2】0～2歳児定員の認可外保育施設から、翌年度に0～5歳児定員の認可施設に移行する場合

【移行前】 認可外保育施設 0～2歳児定員	優先 利用	【移行後】 認可保育所 0～5歳児定員	利用の手続き
0歳	あり	1歳	継続利用を希望する場合は、施設設置者を通じて、必要な書類を区が定める期日までにご提出ください。 継続利用を希望しない（他の施設の利用を希望する）場合は、その旨を施設設置者にお申し出ください。
1歳	あり	2歳	
2歳	あり	3歳	
		4・5歳	通常の入園申込みをしてください。
基準日以降に利用を開始した児童 保育認定なし 区外在住児童	なし	継続利用対象外	

Q5 現在、0～2歳児までを受け入れる認可外保育施設を利用しているが、移行した後0～2歳児までの小規模保育事業になった場合は、連携施設を利用できるの？

A5 在園児の継続利用の範囲は、対象施設が移行する新制度の認可施設及び事業における保育の実施年齢の定員の範囲なので、【例】のように移行後に年齢別定員を有していない移行前2歳児クラスの子どもは通常の入園申込みが必要となります。移行後2歳児クラスの子どもの卒園後から連携施設をご利用いただけます。

なお、小規模保育事業を含む地域型保育事業には、卒園後の受け皿となる連携施設を設定することとなっていますが、条例に定められた経過措置期間中に限り、設定しないことができるため、移行後の運営方針、サービスの内容等にあわせて、施設設置者に確認をしてください。

【例】0～2歳児定員の認可外保育施設から、翌年度に0～2歳児定員の小規模保育事業に移行する場合

【移行前】 認可外保育施設 0～2歳児定員	優先 利用	【移行後】 小規模保育事業 0～2歳児定員	利用の手続き
0歳	あり	1歳	継続利用を希望する場合は、施設設置者を通じて、必要な書類を区が定める期日までにご提出ください。
1歳	あり	2歳	

			継続利用を希望しない（他の施設の利用を希望する）場合は、その旨を施設設置者にお申し出ください。
2歳	なし	定員設定なし	通常の入園申込みをしてください。
基準日以降に利用を開始した児童 保育認定なし 区外在住児童	なし	継続利用対象外	

Q 6 対象児童の要件として、区が定める基準日に、対象施設に在籍していることとあるが、この基準日よりも後から、対象施設の利用を開始した場合は継続利用の対象にはならないの？

A 6 施設定員数から基準日現在の継続利用希望者数を差し引き、残りの定員数にあわせて入園選考（利用調整）を行いますので、基準日よりも後に対象施設の利用を開始した場合は、継続利用の対象とはなりません。

移行後もその施設の利用を希望する場合には、通常の入園申込みをしていただくこととなりますが、より保育の必要性の高い方からご利用いただくことになるため、ご希望に添えない場合があります。

今後、取扱いに変更が生じた場合は、別途お知らせいたします。

また、具体の手続き等につきましては、移行が決定した後、施設設置者を通じたご案内の内容をご確認ください。

**お問い合わせ**

保育担当部 保育認定・調整課認可外保育施設担当

電話03-5432-2313

FAX03-5432-3018